

呉市情報コミュニケーション条例（素案）

(前文)

本市は、障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちの実現を目指している。

障害の有無にかかわらず、市民誰もが心を通わせ理解し合う住みやすい社会をつくるためには、障害者が、その障害の特性に合った方法で、十分な情報を取得できることや他者とのコミュニケーションを円滑に行うための手段が必要である。

しかし、障害者は、その障害の特性により、音声や文字から話の意図が伝わりにくいことや、自身の意思や感情を他者に伝えることができないことなど、情報を十分に取得することや他者とのコミュニケーションを行うことが困難な場合があり、生活のしづらさを経験している。

このような認識を全ての市民が共有するとともに、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することより、お互いが人格と個性を尊重し、支え合いながら暮らすことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

<解説>

前文は、条例本文の前に置かれ、その条例制定の背景や目的、制定理由などを述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準を示すものとなります。

この条例では、全ての市民が、障害の有無にかかわらず、互いの意思や感情を伝え合うことができるよう、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備を進めて行く上で、本市の基本姿勢を示すため、前文を設けるものです。

(目的)

第1条 この条例は、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することについて、その基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づく施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちを実現することを目的とする。

<解説>

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測をすることができるよう、条例の立法目的を簡潔に表現するものです。

この条例は、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備を進めて行く上で、本市の基本的な方向性や姿勢を広く市民等に示すこととする、いわゆる理念条例と位置付けられるものです。

この条例に基づき各種施策を実施することにより、「障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまち」を実現するというこの条例の最終的な目的を示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、身振り、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (4) 市民等 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 市の区域内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障害者の意思疎通の支援等を行う者をいう。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮であつて、可能な範囲で最大限提供されるべきものをいう。

<解説>

この条例の中で用いる用語の意義を定めるものです。

- (1) 第1号の「障害者」には、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定されている障害者と同じく、障害者手帳の保持の有無に関係なく、障害や社会的障壁の影響を受けて日常生活や社会生活に相当な制限を受ける全ての人が含まれます。

(2) 第2号の「社会的障壁」は、障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものをいい、具体的には次のようなものが考えられます。

- ・ 社会における事物：障害者が利用しにくい施設、設備 など
- ・ 制度：障害者が利用しにくい制度 など
- ・ 慣行：障害者の存在を意識していない慣習、文化 など
- ・ 観念：障害者への偏見 など

(3) 第4号の「市民等」は、市内居住者だけでなく、市外から通勤、通学をする者も、この条例の対象とするものです。

(4) 第7号の「合理的配慮」は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）にも規定されているもので、障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、障害者の状態や、性別、年齢等を考慮した変更や調整、サービスの提供などをいいます。

どのような配慮が合理的配慮に該当するかは個別のケースで異なりますが、典型的な例としては、視覚に障害のある方に音声により情報提供することや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

なお、これまで、合理的配慮の義務付けは国や地方公共団体のみで、民間事業者には努力義務となっていましたが、民間事業者にも合理的配慮を義務付けるよう令和3年6月に障害者差別解消法が一部改正され、民間事業者も配慮提供が求められることとなります(改正法は公布日(令和3年6月4日)から起算して3年以内に施行されることとされています。)

(基本理念)

第3条 障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用は、市民等が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

2 障害者が障害の特性に応じた情報の取得やコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、障害者が日常生活又は社会生活を送る上で必要不可欠であるという市民等及び事業者の理解の下に行われなければならない。

<解説>

この条例の目的を実現するための基本的な理念、考え方について規定しています。

全ての市民等が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人であり、情報の取得及びコミュニケーション手段の利用は、強制されるものでなく、その自発的意思が尊重されることを前提として、障害者と障害者でない者が、互いに人格と個性を尊重することを基本とすることを示しています。

また、市、市民等及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、障害者が情報を得て、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用する機会の確保に連携して取り組むものであることとします。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

<解説>

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備を進めて行く上で、市が担う役割について規定しています。

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための施策については、総合的に企画立案し、計画的に実施することとしています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとする。

<解説>

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備を進めて行く上で、市民等が担う役割について、市民等には、障害の有無にかかわらず、その利益を享受する主体であることを認識し、市の施策に協力することを求めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

<解説>

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備を進めて行く上で、事業者が担う役割について、事業者には、この条例の基本理念に対する理解をし、市の施策に協力することを求めます。

また、事業を行う際は、障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用できるよう、対応できるサービスや仕組みを考えていくなど、合理的配慮を行うように努めるよう規定します。

(施策の推進)

第7条 市は、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を推進するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障害者が、障害の特性に応じた情報の取得をしやすい環境を整備する施策
- (2) 障害者が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備する施策
- (3) 障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対する市民等の理解及び普及啓発を促進する施策
- (4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段への支援拡大及び学ぶ機会を提供する施策
- (5) コミュニケーション支援者を養成するための施策
- (6) 小学校、中学校等における、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対する理解を促進する施策
- (7) 災害時における、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を確保する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める施策

2 市は、前項の施策を推進するに当たり、その進捗の状況把握に努め、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

<解説>

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備を進めて行く上で、基本理念に基づき市が取り組む施策の基本方針について規定します。

また、施策を推進するに当たり、必要に応じて施策の見直しをすることを規定します。

- (1) 第1号については、障害者がその障害の特性に応じて情報を容易に取得できるよう、機器の設置や施設の改修などのハード面、コミュニケーション支援者や支援団体が活動しやすい環境作りなどのソフト面を含めた、環境の整備その他必要な施策を講じるものとします。
- (2) 第2号については、障害者が、公共施設、民間施設問わず市内の様々な場所で、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使ってアプローチできる取組その他必要な施策を講じるものとします。

- (3) 第3号については、市民や事業者等に対し、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することの重要性について、理解を深めることができるよう、必要な啓発活動その他必要な施策を講じるものとします。
- (4) 第4号については、市民等が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を理解し、それを利用するために必要な知識及び技能等を取得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講じるものとします。
- (5) 第5号については、障害者との意思疎通の支援等に大きな役割を担うコミュニケーション支援者及びその指導者を育成するために必要な施策を講じるものとします。
- (6) 第6号については、小学校、中学校等における学習機会を活用し、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することの必要性に対する理解を青少年期から深めるために必要な施策を講じるものとします。
- (7) 第7号については、災害その他非常の事態において、障害者が必要な情報を取得するとともに、避難所等において他人との意思疎通を円滑に行うことができるよう、事業者やコミュニケーション支援者などの協力を得て、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備その他の必要な施策を講じるものとします。

(意見の聴取)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策に関し、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努めるものとする。

<解説>

障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための施策を効果的に進めていくためには、障害者の方が実際に困っていることや求められている要望等を把握した上で、実効的な施策の実現に結び付けていくことが重要だと考えます。

これらの課題の解決に向け、障害者やその家族、障害者団体などの関係者から広く意見を聴取するための機会を設け、施策に反映させていく必要があることを規定しています。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

<解説>

この条は、この条例に関し、施策を推進していく上で必要な事項は、市長が別に定めることを規定しています。